



受動喫煙防止のための新しいルールが 始まります！！

なぜ、受動喫煙防止対策が必要？

受動喫煙とは、本人は喫煙していなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことをいいます。副流煙（火のついたたばこの先から出る煙）には、発がん性物質等の有害物質が主流煙（喫煙者が吸い込む煙）の数倍も多く含まれ、大きな問題となっています。日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定1万5千人と言われ、肺がんや虚血性心疾患等様々な病気と関連することが分かっています。こうした健康への悪影響を未然に防ぐために、健康増進法が改正され、来年4月1日から、**多数の方が利用する建物※は一定の場所を除いて禁煙**となります。※居室などプライベート空間は除きます。

東京都は都受動喫煙防止条例で、以下の観点から、都独自のルールを定めました。

受動喫煙による健康影響が大きい
子供を守ります！

受動喫煙を防ぎにくい立場である
従業員を守ります！

既に一部始まっています

令和元年7月1日から
学校や行政機関、医療機関等の屋内は禁煙です。



※令和元年9月1日から学校等の敷地内は
屋内・屋外とも禁煙です。

令和元年9月1日から
飲食店は、喫煙の可否について掲示する必要があります。



又は



など

施設管理者の方は、改正健康増進法及び都受動喫煙防止条例に定める受動喫煙防止対策をお願いします。

吸う人も吸わない人も快適に過ごせる街の実現にご協力をお願いします！

都受動喫煙防止対策について詳しく知りたい方は で

又は、☎ 0570-069690（月～金（祝日・年末年始除く）9時から17時45分まで） ^

【この記事に関するお問合せ】企画調整課 企画調整担当

このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」で、コードの位置を示すために切り込みを入れてあります。専門の読み上げ装置で読み取ると、記事内容を音声で聞くことができます。

